第七　消火栓弁の耐圧試験

消火栓弁の耐圧試験は、次に定めるところによる。

一　開閉弁を全開し、受け口とかん合した状態において、最高使用圧力の一・五倍（連結送水管の放水口にあっては、三メガパスカル）の水圧力を三分間加えた場合に、亀裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものであること。

二　開閉弁を全閉した状態において、最高使用圧力の一・五倍（連結送水管の放水口にあっては、三メガパスカル）の水圧力を三分間加えた場合に、亀裂、著しい変形、漏水等が生じないものであること。

第八　消火栓弁の曲げ試験

消火栓弁は、固定された受け口とかん合した状態において、最高使用圧力（連結送水管の放水口にあっては、二メガパスカル）の水圧力を加え、かん合部に次の式で求められた曲げモーメントが生じるように、差込み方向に対し直角に力を加えた場合に、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならない。

曲げモーメント（ニュートンミリメートル）＝300N×1.5×（呼称×15）mm

第九　消火栓弁の開閉試験

開閉弁は、最高使用圧力の水圧力を加えた全閉状態から全開し、再び全閉する操作を百回行った場合に、機能に異常を生じないものでなければならない。

第十　消火栓弁の等価管長

消火栓弁の弁箱は、水により等価管長を測定した場合に、その値が、次の表の上欄に掲げる消火栓弁の形状及び同表中欄に掲げる呼称に応じ、同表下欄に掲げる数値以下でなければならない。

形状		呼称	等価管長（メートル）
アングル弁	百八十度型	二十五	六・〇
		三十	七・〇
		四十	八・〇
		五十	十・〇
		六十五	十五・〇
	九十度型	二十五	九・〇
		三十	十二・〇
		四十	十六・〇
		五十	十八・〇
		六十五	二十四・〇
		二十五	十二・〇
		三十	十五・〇
		四十	十九・〇
		五十	二十一・〇
		六十五	二十七・〇
玉型弁			

第十一　消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能

消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能は、次に定めるところによる。

一　消防用ホースは、最高使用圧力で使用した場合に、機能に異常を生じない構造であること。

二　消防用ホース用結合金具は、その使用圧が消防用ホースの使用圧以上のものであること。

三　消防用ホースに消防用ホース用結合金具が装着された部分（以下「消防用ホースと結合金具の装着部」という。）は、次に掲げる試験に適合するものでなければならない。

㈠　強度試験　消防用ホースと結合金具の装着部を一・八キロニュートンで引張った場合に、ずれ、亀裂、著しい変形等が生じないこと。

㈡　耐圧試験　㈠の試験を行った後に、平ホースを用いるものにあっては消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）第十二条の規定の例により、保形ホースを用いるものにあっては同令第二十四条の規定の例により耐圧試験を行った場合に、ずれ、著しい変形、漏水等が生じず、濡れホースを用いるものにあっては同令第四十二条の規定の例により耐圧試験を行った場合に、ずれ、著しい変形等が生じないこと。

第十二　ノズルの構造及び機能

ノズルの構造及び機能は、次に定めるところによる。

一　消防用ホースに結合する部分は、消防用ホース用結合金具とし、差込式のものにあっては結合金具規格省令第八条に規定する差込式受け口に、ねじ式のものにあっては同令第十条に規定するねじ式受け口に適合するものであること。

二　最高使用圧力に耐えることのできる強度及び耐食性を有する材料を用い、流水により機能に異常を生じない構造であること。

三　簡易操作型放水用設備に用いるノズルは、前二号に定めるところによるほか、次によること。

㈠　握手部分を設けること。

㈡　次のイ又はロに掲げる方法により放水ができること。ただし、第二第一号㈡に掲げる放水用設備にあっては、ロによること。

イ　棒状の放水

ロ　棒状の放水及び噴霧状の放水の切替え

㈢　簡易操作型放水用設備に用いるノズルの性能は、次の表の簡易操作型放水用設備の種類に応じ、それぞれ同表に掲げる基準を満たすものであること。

簡易操作型放水用設備の種類			ノズル先端の圧力
第二第一号㈡に掲げる放水用設備	棒状の放水	放水量	〇・一七メガパスカル以上
		ノズル先端の高さ一メートル、仰角五度における射程	百三十リットル毎分以上
	噴霧状の放水	放水量	七メートル以上
		噴霧角三十度、ノズル先端の高さ一メートル、仰角五度における射程	百三十リットル毎分を下回らず、かつ、棒状放水量の百三十パーセントを超えないこと